

## 東日本大震災に伴う前払金特例措置の廃止

東日本大震災の被害からの迅速な復旧・復興を目的として、公共工事の適正かつ円滑な施工の確保を図るため、公共工事等における前払金の割合を引き上げる特例を廃止しますので、その概要について下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1 前払金の特例について

前払金の割合を現行の割合から「100分の10」引き下げ、次のとおりとします。

改正後		改正前	
(前払金)		(前払金)	
契約の区分	額	契約の区分	額
1 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第1項に規定する公共工事のうち、請負代金が500万円以上の工事請負契約	<p>請負代金の額(継続費、繰越明許費又は債務負担行為に係る契約にあっては、当該支出すべき年度における額。第4号の額の区分によって区分し、当該区分に応ずるアからウまでに定める率を順次適用して計算した額の合計額</p> <p>ア 1億円以下の額 <b><u>100分の40</u></b></p> <p>イ 1億円を超え3億円以下の額 <b><u>100分の20</u></b></p> <p>ウ 3億円を超える額 <b><u>100分の10</u></b></p>	<p>1 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第1項に規定する公共工事のうち、請負代金が500万円以上の工事請負契約</p> <p>請負代金の額(継続費、繰越明許費又は債務負担行為に係る契約にあっては、当該支出すべき年度における額。第4号の額の区分によって区分し、当該区分に応ずるアからウまでに定める率を順次適用して計算した額の合計額</p> <p>ア 1億円以下の額 <b><u>100分の50</u></b></p> <p>イ 1億円を超え3億円以下の額 <b><u>100分の30</u></b></p> <p>ウ 3億円を超える額 <b><u>100分の20</u></b></p>	

<p>2 業務委託料が300万円以上の設計又は調査の委託契約</p>	<p>業務委託料（継続費、繰越明許費又は債務負担行為に係る契約にあつては、調査の委託契約当該支出すべき年度における額。次号の額の欄において同じ。）に <u>100分の30</u> を乗じて得た額</p>	<p>2 業務委託料が300万円以上の設計又は調査の委託契約</p>	<p>業務委託料（継続費、繰越明許費又は債務負担行為に係る契約にあつては、調査の委託契約当該支出すべき年度における額。次号の額の欄において同じ。）に <u>100分の40</u> を乗じて得た額</p>
<p>3 業務委託料が200万円以上の測量の委託契約</p>	<p>業務委託料に <u>100分の30</u> を乗じて得た額</p>	<p>3 業務委託料が200万円以上の測量の委託契約</p>	<p>業務委託料に <u>100分の40</u> を乗じて得た額</p>
<p>4 請負代金の額が3000万円以上の土木建築に関する工事に供することを目的とする機械類の製造の契約であつて、当該機械類の納入に3月以上の期間を要するもの。</p>	<p>請負代金の額に <u>100分の30</u> を乗じて得た額</p>	<p>4 請負代金の額が3000万円以上の土木建築に関する工事に供することを目的とする機械類の製造の契約であつて、当該機械類の納入に3月以上の期間を要するもの。</p>	<p>請負代金の額に <u>100分の40</u> を乗じて得た額</p>

2 適用

平成28年10月1日から契約を締結するものに適用します。

## 別紙

### 前金払の特例措置の廃止

#### 【特約条項】

約款第35条第1項中「10分の4」とあるものは「10分の5」と読み替える。

約款第35条第5項中「10分の4」とあるものは「10分の5」と、「10分の6」とあるものは「10分の7」と読み替える。

約款第35条第6項中「10分の5」とあるものは「10分の6」と、「3分の2」とあるものは「10分の8」と読み替える。